

介護保険サービスの軽減制度について

1 介護保険負担限度額認定（食費・部屋代の軽減）【特定入所者介護サービス費】

対象となる介護サービス

- ・介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型病床、介護医療院）への入所
- ・短期入所（ショートステイ）

対象となる人

以下の表の1～4の人

番号	利用者段階	収入等の状況	預貯金額（夫婦の場合）
1	第1段階	生活保護受給者	要件なし
2	第2段階	世帯全員が 市民税非課税	老齢福祉年金受給者 1,000万円（2,000万円）以下
3	第3段階①		年金収入額＋合計所得金額 が82万6千5百円以下 650万円（1,650万円）以下
4	第3段階②		年金収入額＋合計所得金額 が82万6千5百円を超え 120万円以下 550万円（1,550万円）以下
5	第4段階	本人が市民税課税 世帯に市民税課税者がいる	500万円（1,500万円）以下

注1 「世帯」には世帯が別の配偶者も含まれます。

注2 合計所得金額とは、「所得税法上の合計所得金額－（税法上）長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額－公的年金等に係る雑所得」です。

注3 年金収入額は非課税年金も含まれます。

提出書類

- ・介護保険負担限度額認定申請書
- ・預貯金等の金額がわかるもの

「預貯金等」に含まれるもの	添付が必要な書類
預貯金（普通・定期）	通帳等の写し（インターネットバンクであれば口座残高ページの写し）
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し（ウェブサイトの写しも可）
タンス預金（現金）	自己申告
負債…預貯金等の額と相殺。ただし、営む事業に関する負債は除く	借用証書（貸付額、返済期日等が記載され、署名、捺印がある金銭消費貸借契約書などの負債額を確認できる書面）
【申告不要な資産】 生命保険、自動車、貴金属（腕時計・宝石など、時価評価額の把握が困難であるもの）、その他高価な価値のあるもの（絵画・骨董品・家財など）	

【預貯金等の添付書類について】

- ・通帳が複数ある場合は、全ての通帳のコピーを添付してください（配偶者分も添付してください）。
- ・1冊の通帳につき、以下（1）（2）（3）のコピーが必要です。
 - （1） 銀行・支店・口座番号・名義（→表紙を開けたページ・上下とも）
 - （2） 最終残高（→申請日の過去3カ月分の記帳があるページ）
 - （3） 同じ通帳で定期預金も預けている場合は、定期預金の最終残高
 - （4） 申請日から過去3カ月以内に10万円を超える出金がある場合、資金用途の確認ができる資料例 施設利用費、大型家電購入のレシート、振込の控えなど

負担限度額一覧

		負担限度額（日額）※短期入所介護等（日額）				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費 【】はショートステイの場合		300円 【300円】	390円 【600円】	680円 【1,030円】	1,420円 【1,360円】	
居住費	多床室	特養等	0円	430円	430円	530円
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	0円	430円	430円	530円
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	0円	430円	430円	430円
	従来型個室	特養等 (ショートステイ含む)	380円	480円	880円	980円
		老健・医療院等	550円	550円	1370円	1,470円
	ユニット型個室的多床室		550円	550円	1370円	1,470円
	ユニット型個室		880円	880円	1370円	1,470円

2 市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担段階が第4段階の人は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりませんが、高齢夫婦世帯などで、一方が介護保険施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活される人が生計困難とならないように、特例的に第3段階の負担軽減を受けられます。

この特例減額措置を受けるには、次のすべての要件を満たしていることが必要です。

対象となる人（次のすべての要件を満たす人）

- ① 属する世帯の構成員の数が2以上（世帯分離をしている配偶者を含む。施設入所により世帯が分かれた場合も、なお同一世帯とみなす。②～⑥において同じ。）
- ② 介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、利用者負担第4段階の食費・居住費を負担
- ③ 世帯の年間収入額から、利用者負担、食費及び居住費の年額見込みの合計額を控除した額が82万6千5百円以下
- ④ 全ての世帯員及び配偶者について、現金、預貯金、合同運用信託、公募公社債等運用投資信託及び有価証券の合計額が450万円以下
- ⑤ 全ての世帯員及び配偶者について、居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していない
- ⑥ 全ての世帯員及び配偶者について、介護保険料を滞納していない

※ 「市町村民税課税層における食費・居住費の特例減額措置」の適用を受けようとする場合は申請が必要です。

詳しくは市役所介護保険課までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

可児市 福祉部 介護保険課 介護保険係
電話：0574-62-1111 内線3224、3225



お問い合わせフォーム